

第 3 9 号議案

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加東市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 8 年加東市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(葬祭補償) 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>3 1 万 5, 0 0 0 円</u> に補償基礎額の 3	(葬祭補償) 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>3 3 万円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当

0倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加東市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた加東市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の加東市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

第39号議案 要旨

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

非常勤消防団員等の葬祭補償の定額部分の額を改めること。（第18条関係）

3 施行期日 公布の日